

別表1 (R4.10.1～)

ショートステイうれしの利用料金表

ショートステイうれしの利用にかかる料金は以下のとおりです

1. 介護保険の基準サービス

(※単位…円/日額)

(I) サービス利用に係る1日の利用料金 ※1	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
全額(介護保険給付分を含む)	6,530	7,220	7,940	8,630	9,310	6,530	7,220	7,940	8,630	9,310
自己負担分	653	722	794	863	931	653	722	794	863	931

介護保険外の自己負担額 (II)…食費 (III)…居住費	利用者負担額段階※3	(II) 食費	(III) 居住費(多床室)	(III) 居住費(個室)
	第一段階	300	0	320
	第二段階	600	370	420
	第三段階①	1,000	370	820
	第三段階②	1,300	370	820
第四段階	1,455	855	1,171	

※食費1,445円の内訳 朝食…395円 昼食…525円 夕食…525円

1日にかかる自己負担額 (I)+(II)+(III)	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第一段階	953	1,022	1,094	1,163	1,231	1,273	1,342	1,414	1,483	1,551
第二段階	1,623	1,692	1,764	1,833	1,901	1,673	1,742	1,814	1,883	1,951
第三段階①	2,023	2,092	2,164	2,233	2,301	2,473	2,542	2,614	2,683	2,751
第三段階②	2,323	2,392	2,464	2,533	2,601	2,773	2,842	2,914	2,983	3,051
第四段階	2,963	3,032	3,104	3,173	3,241	3,279	3,348	3,420	3,489	3,557

※1…『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳について

○『(I)サービス利用に係る自己負担額』の内訳については以下のとおりです。(※単位…円/日額)

(I)の内訳	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
①併設型短期入所生活介護費	596	665	737	806	874	596	665	737	806	874
②サービス提供体制強化加算(II)	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であることへの加算。								
③機能訓練体制加算	12	専従の機能訓練指導員を配置していることへの加算。								
④夜勤職員配置加算(III)	15	夜勤の時間帯(17時から翌朝9時)の間で介護が特に必要とされる時間帯に職員が基準(常勤換算で職員をご利用者25名様につき1名以上)を上回って配置され、かつ、夜勤の時間帯を通じて看護職員、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることへの加算。								
⑤看護体制加算(I)	4	常勤の看護師を1名以上配置していることへの加算。								
⑥看護体制加算(II)	8	看護職員が基準(常勤換算で看護職員をご利用者25名様につき1名以上)を上回って配置され、24時間の連絡体制を確保していることへの加算。								
合計(①～⑥)	653	722	794	863	931	653	722	794	863	931

○おむつ代は介護保険給付対象となっており、上記①にふくまれていますので、ご負担いただく必要はありません。

○感染症や精神症状等により、医師が個室の利用が必要と判断された方について、個室を多床室分の料金でご利用いただく場合もあります。

※2…介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等ベースアップ等支援加算について

○ご利用された月のサービス利用料金の合計金額に**介護職員処遇改善加算として8.3%**が、**介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%**がそれぞれ加算され、その内の1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に加算されます。

※3…利用者負担額(段階)について

○世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村民税を課税されておらず、下記に該当される方施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

第一段階	老齢福祉年金を受給、または生活保護を受給されている方。
第二段階	預貯金が650万円(夫婦で1,650万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。
第三段階①	預貯金が550万円(夫婦で1,550万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間120万円以下の方。
第三段階②	預貯金が500万円(夫婦で1,500万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間120万円を超える方。
第四段階	上記以外の方。

※4…※1以外の加算、減算について

○ご利用の方のご状態やご利用状況に応じ、以下の加算、減算をさせていただきます。(※単位…円)

項目	内容	
送迎加算	184	／片道 施設による送迎をご利用いただいた場合の加算
療養食加算	8	／回 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1日3食を限度とし、1食を1回として加算加算
医療連携強化加算	58	／日 重度の方のご利用において、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない場合等における対応を事前に取り決めなどした場合に加算
緊急短期入所受入加算	90	／日 ご利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に必要と認めた方に、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日(やむを得ない場合は14日)を限度として加算
長期利用に対する減算	△30	／日 30日を超えてご利用される場合の減算

例：要介護度4 第三段階②の方が 個室 を 3 日 と入退所時送迎をご利用

(Ⅰ)サービス利用の自己負担額…	863	(Ⅱ)食費…	1,300	(Ⅲ)居住費…	820
介護保険自己負担分	863 円(1日) × 3 日	=	2,589 円	…①	
送迎	184 円 × 2 回	=	368 円	…②	
療養食	0 円 × 3回 × 3 日	=	0 円	…③	
処遇改善等加算後	①+②+③ (2,957 円)+①~③の合計の8.3%と1.6% =	=	3,249 円	…④	
食費・居住費	(1,300 円 + 820 円) × 3 日 =	=	6,360 円	…⑤	
	自己負担額 (④+⑤)	=	9,609 円		

○30日を超えてご利用される場合、介護保険が適用されずに全額自己負担となる日も発生します。

2. 介護保険の基準外サービス

※1…1以外のサービスについて

○以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービス内容	概要と利用料金
①理髪	1回 1,800円(カット) (月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただくことができます)
美容	1回 2,800円 (カットと洗髪) (月に1回、美容師の出張による調髪、パーマ、洗髪、顔剃等の美容サービスをご利用いただくことができます) ※パーマ等ご利用の場合は別紙料金表にもとづき別途費用をいただきます。
②レクリエーション、 クラブ活動	必要経費、材料代等の実費 (ご利用者の希望により生け花教室等の活動に参加していただくことができます。)
③複写物の交付	1枚につき 20円 (ご契約者のご希望により、サービス提供記録等の複写物を必要とされる場合に実費をいただきます。)
④利用者預り金等 管理事務等費用	1日につき 100円 (別途貴重品管理一サービス契約書及び金銭出納管理サービス契約書を結ばせていただきます。)
⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費	要した費用の実費 (日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。特別な食事、お酒、たばこ等を含みます。)

※2…利用の中止、変更について

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。(※単位…円)

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額。I参照)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。